

菅原校区コミュニティ協議会：会則

(名称)

第1条 本会は菅原校区コミュニティ協議会（以下「本会」）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、枚方市藤阪中町13番1号 菅原小学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、菅原小学校区における「住みよいまちづくり」をめざし地域を主体とした「まちづくり」を担う組織である。校区の地域自治の発展と福祉の増進をめざすことを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため校区内の自治会をはじめ専門部活動に参加する委員をもって組織する。

(活動)

第5条 本会は、目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1) 校区内の自治会の連絡調整に関すること。
- (2) 専門部活動に関すること。
 - ① 社会福祉の増進及び健康増進に関すること。
 - ② 青少年の健全育成に関すること。
 - ③ スポーツ・レクリエーション活動に関すること。
 - ④ 安全・防災・防犯に関すること。
 - ⑤ 環境保全に関すること。
 - ⑥ 社会層別組織、サークル組織に関すること。
 - ⑦ その他、地域に係る活動に関すること。
- (3) 会報等の発行に関すること。
- (4) 各種団体との連絡調整に関すること。
- (5) 行政等関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要な活動に関すること。

(役員の種類)

第6条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名

- (5) 会計監査 1名
- (6) 自治会部会長 1名
- (7) 専門部会長 1名

(役員の選出)

第7条 会長は、自治会長の互選による選出を基本とし、幹事会で同意を得る。その場合会長は自治会部会長を兼務する。

自治会長からの選出がないときは、幹事会において選出する。

2, 副会長・書記・会計・会計監査は、幹事会において選出する。

3, 自治会部会長は自治会長の中から、専門部会長は各専門部長の中から選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の各号に定めるところによる。

(1) 会長は、本会を代表し全ての業務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。

(3) 書記は、議事録の作成及び保存文書等に関する仕事を取り扱う。

(4) 会計は、本会の会計仕事を取り扱う。

(5) 会計監査は、本会の会計を監査し幹事会で監査報告を行なう

(6) 自治会部会長は、自治部会を代表し総括をする。

(7) 専門部会長は、専門部会を代表し総括をする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。但し再任は妨げない。

2, 前条各号の役員に欠員が生じた場合、欠員となった役員については、補充することができる。

この場合、後任者の仕事は前任者の残任期間とする。

3, 役員選出に関する必要な事項は別に定める。

(会議)

第10条 会の会議は、幹事会・役員会・自治会部会・専門部会とする。

2, 幹事会・役員会の議長は会長が、自治会部会及び専門部会は部会長が議長となる。

3, 会議における議決は合意を基本とする。決しないときは採決による。

(幹事会)

第11条 幹事会は、各自治会長及び各専門部の代表者をもって次ぎの事項を審議し決定する。

- (1) 本会の基本的な活動の計画
 - (2) 会則の変更
 - (3) 役員を選任
 - (4) 決算及び事業報告
 - (5) 予算及び事業計画
 - (6) その他議決が必要であると認める事項
- 2, 幹事会は会長が招集し、議長にあたる。
- 3, 幹事会より開催の請求があれば臨時幹事会を招集しなければならない。
- 緊急を要するものは、役員会で決議執行し、次の幹事会で承認を受ける。

(役員会)

- 第12条 役員会は、会計監査を除く第6条の役員をもって構成する。
- 2, 役員会は、必要に応じ会長が招集し、幹事会の議決事項に従い執行する。 緊急事項を処理する。

(自治会部会)

- 第13条 自治会部会は、各自治会代表者をもって構成する。
- 2, 自治会部会は、必要に応じ自治会部会長が招集し、校区内の自治活動のうち広域的な事項について処理する。

(専門部会)

- 第14条 専門部会に第5条2号の活動を達成するため、次の専門部を置き、各専門部に部長を置く。 又 役員会が必要と認めた時は、臨時の専門部を設けることができる。

- (1) 福祉部
- (2) 青少年部
- (3) スポーツ・保健部
- (4) 安全部
- (5) 地域・環境部

(会計)

- 第15条 本会の経費は、次の収入により運営する。
- (1) 会費
 - (2) 寄付金
 - (3) 補助金
 - (4) その他
- 2, 本会の会計年度は、4月1日に始まり 翌年3月31日に終わる。

- 3, 会の支出は、幹事会で議決された予算に基づき会の目的にそ
って行なう。
- 4, 会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産
に関する帳簿を整備する。
- 5, 会の収入、支出及び資産を明らかにするため、

(会計監査)

第16条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行ない幹事会に報告する

(附則)

第17条 本会の会則以外で、運営に必要な事項は別に定める。

本会則は、平成 15 年 9 月 1 日より施行する。